

知的障害者である児童に対する教育を行う特別支援学校

小学部児童指導要録

小学部児童指導要録

様式1 (学籍に関する記録)

区分 \ 学年	1	2	3	4	5	6
学 級						
整理番号						

学 籍 の 記 録						
児 童	ふりがな		性 別	入学・編入学等	令和 年 月 日 第1学年 入学 第 学年編入学	
	氏 名					
	生年月日	年 月 日生		転 入 学	令和 年 月 日 第 学年転入学	
	現住所					
保 護 者	ふりがな			転学・退学等	(令和 年 月 日) 令和 年 月 日	
	氏 名					
	現住所			卒 業	令和 年 月 日	
入学前の経歴				進 学 先		
学 校 名 及 所 在 地 (分校名・所在地) (分教室名・所在地)						
年 度	令和 年度		令和 年度		令和 年度	
区分 \ 学年	1		2		3	
校長氏名印						
学級担任者 氏 名 印						
年 度	令和 年度		令和 年度		令和 年度	
区分 \ 学年	4		5		6	
校長氏名印						
学級担任者 氏 名 印						

様式2 (指導に関する記録)

学年	学級	整理番号	児童氏名	学校名

各教科・特別活動の記録			入学時の障害の状態				
	知識・技能	思考・判断・表現	主体的に学習に取り組む態度				
生活							
			特別の教科 道徳 学習状況及び道徳性に係る成長の様子				
国語							
			自立活動の記録				
算数							
			行動の記録				
音楽							
			総合所見及び指導上参考となる諸事項				
図画工作							
体育							
特別活動			出欠の記録				
			授業日数	出席停止・ 忌引等の 日数	出席しなければ ならない 日数	欠席日数	出席日数
(外国語活動)							
			備考				

小学部児童指導要録に記載する事項等

I 学籍に関する記録（様式1）

原則として学齢簿の記載に基づき、学年当初及び異動の生じたときに記入する。

1 学級、整理番号

児童の毎学年の所属学級と整理番号を記入する。整理番号は、学校の実情に応じて適切に付ける。

2 児童の氏名、性別、生年月日及び現住所

学齢簿に記載されているとおりに記入する。

3 保護者の氏名及び現住所

(1) 「氏名」について

学齢簿に記載された児童に対して親権を行う者を記入する。親権を行なう者がいないときには、後見人を記入する。

(2) 「現住所」について

学齢簿に基づいて記入する。ただし、児童の現住所と同一の場合には、「児童の欄に同じ」と略記する。

4 入学前の経歴

小学部に入学するまでの教育又は保育関係の略歴（園等の名称及び在籍期間）を記入する。例えば、「平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日まで〇〇県立〇〇学校幼稚部在学、〇〇〇〇幼稚園（認定こども園〇〇園）在園、〇〇保育所在所」というように記入する。

なお、外国において受けた教育の実情なども記入する。

5 入学・編入学等

(1) 入学

児童が第1学年に入学した年月日を記入する。この年月日は、都道府県教育委員会が通知した入学期日を記入する。なお、期日に遅れて出校した場合にも、指定の入学期日を記入する。

入学の場合には、「第 学年編入学」の文字を一本線（黒）で削除する。

他の学校に入学した者が第1学年の中途に転入学した場合は、この欄に記入しないで「転入学」の欄に記入する。

(2) 編入学等

第1学年の中途又は第2学年以上の学年に、在外教育施設や外国にある学校等から編入学した場合、又は就学義務の猶予・免除の事由の消滅により就学義務が発生した場合について、その年月日、学年及び事由等を記入する。

編入学の場合には、「第1学年 入学」の文字を一本線（黒）で削除する。

6 転入学

他の特別支援学校の小学部又は小学校から転入学してきた児童について、転入学年月日、転入学年、前に在学していた学校名、所在地及び転入学の事由等を記入する。

在外教育施設や外国にある学校等からの編入学の場合などは、この欄に記入しないで「入学・編入学等」の欄に、編入学の場合として記入する。

7 転学・退学等

(1) 転学について

他の特別支援学校の小学部又は小学校に転学する場合には、そのために学校を去った年月日※をこの欄の上部（ ）内に記入した上で、下部に転学先の学校が受け入れた日の前日に当たる年月日を記入し、下の余白にその転学先の学校名、所在地、転入学年及びその事由等を記入する。

※「学校を去った年月日」とは、その学校に最後に登校した日のことである。学校に最後に別れを告げに来ただけのような場合でも、その日を記入する。

(2) 退学について

在外教育施設や外国の学校等に入るために退学する場合又は学齢（満15歳に達した日の属する学年の終わり）を超過している児童が退学する場合には、校長が退学を認めた日を下部の年月日欄に記入し、下の余白にその事由等を記入する。

なお、療養に専念するなどのため就学義務の猶予・免除される場合又は児童の居所が1年以上不明である場合は、在学しない者として取り扱い、在学しない者と認めた年月日を上部（ ）内に記入し、下の余白にその事由等を記入する。

(3) その他

児童が死亡した場合は、除籍年月日を上部（ ）内に記入し、下の余白にその事由等を記入する。

8 卒業

校長が卒業を認定した年月日を記入する。

9 進学先

進学先の学校名及び所在地を記入する。

10 学校名及び所在地

学校名及び所在地を記入する。分校の場合は、本校名及び所在地のほか、分校名及び所在地を記入する。分教室は分校と同じ要領で記入する。

11 校長氏名印、学級担任者氏名印

各年度に、校長の氏名、学級担任者の氏名を記入する。同一年度内に校長又は学級担任者が代わった場合には、その都度後任者の氏名を併記する。

学年末又は児童の転学・退学の際は、記入について責任を有する校長及び学級担任が押印する。

なお、氏名の記入及び押印については、電子署名を行うことで替えることも可能である。

II 指導に関する記録（様式2）

特別支援学校（知的障害）小学部における指導に関する記録については、各教科の学習の記録、特別活動の記録、自立活動の記録、道徳科の記録、外国語活動の記録、行動の記録、総合所見及び指導上参考となる諸事項並びに出欠の記録について学年ごとに記入するほか、入学時の障害の状態について記入する。

特別支援学校小学部に在籍する児童については、個別の指導計画を作成する必要があることから、指導に関する記録を作成するに当たって、個別の指導計画における指導の目標、指導内容等を踏まえた記述となるよう留意する。

また、重複障害者のうち、障害の状態等により各教科等に替えて自立活動を主として指導を行った場合には、取り扱わなかった教科の欄は、斜線を引く。

児童の障害の状態等に即して、各教科、道徳科、外国語活動、特別活動及び自立活動の一部又は全部を合わせて指導を行った場合であっても、各教科等の目標、内容に照らして評価を行う。

なお、個別の指導計画に指導要録の指導に関する記録と共通する記載事項がある場合には、当該個別の指導計画の写しを指導要録の様式に添付することをもって指導要録への記入に替えることも可能である。

ただし、指導要録の指導に関する記録は、各教科等について年間の括的な評価を記載する必要がある。よって、個別の指導計画の写しを添付することをもって指導要録への記入に替える場合には、県教育委員会に相談、確認を行うこととする。

1 各教科の学習の記録

特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に示す小学部の各教科の目標、内容に照らし、115～119ページの各教科の評価の観点及び趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導目標の達成状況や指導内容の習得状況を「知識・技能」「思考・判断・表現」「主体的に学習に取り組む態度」の評価の三つの観点から箇条書き等により文章で端的に記述する。

2 特別の教科 道徳

道徳科の評価については、学習活動における児童の学習状況や道徳性に係る成長の様子を個人内評価として文章で端的に記述する。

具体的には以下の（1）から（4）までに留意し、学習活動における児童の「学習状況や道徳性に係る成長の様子」を、観点別評価ではなく個人内評価として丁寧に見取り、記述で表現する。

- （1）児童の人格そのものに働きかけ、道徳性を養うことを目標とする道徳科の評価としては、育むべき資質・能力を観点別に分節し、学習状況を分析的に捉えることは妥当ではないこと。
- （2）このため、道徳科については、「道徳的諸価値についての理解を基に、自己を見つめ、物事を（広い視野から）多面的・多角的に考え、自己（人間として）の生き方についての考えを深める」という学習活動における児童の具体的な取組状況を、一定のまとまりの中で、児童が学習の見通しをもって振り返る場面を適切に設定しつつ見取ることが求められること。
- （3）他の児童との比較による評価ではなく、児童がいかに成長したかを積極的に受け止めて認め、励ます個人内評価として記述式で行うこと。
- （4）個々の内容項目ごとではなく、大きくくりなまとまりを踏まえた評価とすること。その際、道徳科の趣旨を踏まえ、特に、学習活動において児童がより多面的・多角的な見方へと発展しているか、道徳的価値の理解を自分自身との関わりの中で深めているかといった点を重視することが求められること。

3 外国語活動の記録

特別支援学校（知的障害）小学部において外国語活動を設けた場合、その記録については、特別支援学校小学部・中学部学習指導要領（平成29年文部科学省告示第73号）に示す外国語活動の目標、内容に照らし、121ページの外国語活動の評価の観点及び趣旨を踏まえ、具体的に定めた指導目標の達成状況や指導内容の習得状況を文章で端的に記述する。

なお、外国語活動を設けない場合は、斜線を引く。

4 特別活動の記録

特別支援学校（知的障害）小学部における特別活動の記録については、小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における特別活動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に記述する。

5 自立活動の記録

自立活動の記録については、個別の指導計画を踏まえ、以下の事項等を端的に記入する。

- ① 指導の目標、指導内容、指導の成果の概要に関すること
- ② 障害の状態等に変化が見られた場合、その状況に関すること
- ③ 障害の状態を把握するため又は自立活動の成果を評価するために検査を行った場合、その検査結果に関すること

6 行動の記録

特別支援学校（知的障害）小学部における行動の記録については、小学校及び特別支援学校（視覚障害、聴覚障害、肢体不自由又は病弱）小学部における行動の記録に関する考え方を参考としながら文章で端的に記述する。

7 総合所見及び指導上参考となる諸事項

総合所見及び指導上参考となる諸事項については、児童の成長の状況を総合的にとらえるため、以下の事項等を文章で箇条書き等により端的に記述する。特に②のうち、児童の特徴・特技や学校外の活動等については、今後の学習指導等を進めていく上で必要な情報に精選して記述する。

- ① 各教科、道徳科、外国語活動、特別活動、自立活動、行動の記録を踏まえ、児童の成長の状況にかかわる総合的な所見
- ② 児童の特徴・特技、学校内外におけるボランティア活動など社会奉仕体験活動、表彰を受けた行為や活動、知能や学力について標準化された検査の結果等、指導上参考となる諸事項
- ③ 交流及び共同学習を実施している児童については、その相手先の学校名や学級名、実施期間、実施した内容や成果等

記入に際しては、児童の優れている点や長所、進歩の状況などを取り上げること
に留意する。ただし、児童の努力を要する点などについても、その後の指導において特に配慮を要するものがあれば端的に記入する。

8 入学時の障害の状態

入学時における障害の種類及び程度等について、調査票等に記載されている病名、起因疾患や障害の状態等を、箇条書きで端的に記入する。

9 出欠の記録

以下の事項を記入する。

(1) 授業日数

児童の属する学年について授業を実施した年間の総日数を記入する。学校保健安全法第20条の規定に基づき、臨時に、学校の全部又は学年の全部の休業を行うこととした日数は授業日数には含めない。

この授業日数は、原則として、同一学年のすべての児童につき同日数である。ただし、教員を派遣して教育を行なった児童については、当該児童に対して授業を実施した総日数を記入する。

また、転学又は退学等をした児童については、転学のため学校を去った日又は退学等をした日までの授業日数を記入し、転入学又は編入学等をした児童については、転入学又は編入学等をした日以後の授業日数を記入する。

なお、授業とは学校において編成した教育課程を実施することであるから、例えば、夏季、冬季、学年末等の休業日の期間における児童の出校日等は、それが教育課程として実施されたものでない限りは授業日とはみなさない。

(2) 出席停止・忌引等の日数

以下の日数を合算して記入する。

- ① 学校教育法第35条による出席停止日数、学校保健安全法第19条による出席停止日数並びに感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第19条、第20条、第26条及び第46条による入院の場合の日数
- ② 学校保健安全法第20条により、臨時に学年の中の一部の休業を行った場合の日数
- ③ 忌引日数
- ④ 非常変災等児童又は保護者の責任に帰すことのできない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日数
- ⑤ その他教育上特に必要な場合で、校長が出席しなくてもよいと認めた日数

(3) 出席しなければならない日数

授業日数から出席停止・忌引等の日数を差し引いた日数を記入する。

(4) 欠席日数

出席しなければならない日数のうち病気又はその他の事故で児童が欠席した日数を記入する。

(5) 出席日数

出席しなければならない日数から欠席日数を差し引いた日数を記入する。

なお、出席の取扱いについては、以下の①から③までに留意する。

- ① 学校の教育活動の一環として児童が運動や文化などにかかわる行事等に参加したものと校長が認める場合には、指導要録の出欠の記録においては

出席扱いとすることができる。

- ② 平成30年9月20日付け30文科初第837号「小・中学校等における病気療養児に対する同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）」に沿って、病院や自宅等で療養中の在籍する病気療養児に対し、受信側に教科等に応じた相当の免許状を有する教師を配置せずに同時双方向型授業配信を行った場合、校長は、出席扱いとすることができる。その際、出席日数の内数として出席扱いとした日数を記入する。
- ③ 令和元年10月25日付け元文科初第698号「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」に沿って、不登校児童が学校外の公的機関や民間の相談・指導施設において相談・助言を受けるとき、又は自宅において、教育委員会、学校、学校外の公的機関又は民間事業者が提供するICT等を活用した学習活動を行うとき、当該児童が現在において登校を希望しているか否かにかかわらず、自ら登校を希望した際に、円滑な学校復帰が可能となるような学習活動であり、かつ、当該児童の自立を助けるうえで有効・適切であると校長が判断する場合には、出席扱いとすることができる。その際、出席日数の内数として出席扱いとした日数を記入する。

(6) 備考

出席停止・忌引等の日数に関する特記事項、欠席理由の主なもの、遅刻、早退等の状況、その他の出欠に関する特記事項等を記入する。

また、病気療養児で、(5)②に該当する場合には、病気療養中の授業配信によることを記入する。不登校児童で(5)③に該当する場合には、児童が通所又は入所した学校外の施設名を記入する。

